

労働保険とはこのような制度です

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働者とは、使用者の指揮命令のもとに使用され、賃金を支払われている者のことであり、通常役員や家族従業員は含まれません。（[「労働者とは」](#)参照）

労災保険とは（時間の長短にかかわらず）すべての労働者が対象

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは 31日以上雇用見込みがあり、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者が対象

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険料

4月から翌年3月までの予想賃金総額（通常は前年度の実賃金総額と同額）に保険料率を掛けた金額を概算保険料として納付し、確定保険料（翌年3月以降に実際の賃金が確定した時点で実賃金総額に保険料率を掛けた金額）と過不足が発生した場合は翌年度の概算保険料と調整します。（賃金とは名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいいます。

[「賃金と解されるものと、解されないものの具体例」](#)参照）

労災保険料率

食品小売・飲食店等 千分の3 （平成30年4月1日改定）

食品製造 千分の6

（労災保険は全額事業所負担）

雇用保険料率

一般の事業 千分の15.5 （令和5年4月1日改定）

（事業所 千分の9.5 従業員本人 千分の6）